

宮崎県食品ロス削減対策協議会設置要綱

令和 2 年 5 月 1 日
環境森林部循環社会推進課

(設置)

第 1 条 多様な主体が連携し、県民運動として食品ロス（本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品をいう。以下同じ。）の削減を推進するため、宮崎県食品ロス削減対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食品ロス削減に関する取組の検討及び推進に関すること。
- (2) 食品ロス削減に関する情報交換及び情報提供に関すること。
- (3) 食品ロス削減に関する普及啓発に関すること。
- (4) 宮崎県食品ロス削減推進計画の策定に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織等)

第 3 条 協議会は、学識経験者並びに事業者、消費者及び行政機関の実務者からなる委員で組織する。

- 2 会長は、宮崎県循環社会推進課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる団体等の推薦する者をもって充てる。

(任期等)

第 4 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 3 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(事務局)

第 6 条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、宮崎県環境森林部循環社会推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

宮崎県食品ロス削減対策協議会構成団体等

分野	団体名
学識経験者	南九州大学
学識経験者	みやざきフードビジネス相談ステーション
農林水産業（農業部門）	J A 宮崎県女性組織協議会
農林水産業（水産業部門）	宮崎県漁協女性部連絡協議会
農林水産業（畜産業部門）	株式会社ミヤチク
食品製造業	宮崎県食品産業協議会
小売業	株式会社エーコープみやざき
小売業	株式会社南九州ファミリーマート
飲食業	宮崎県飲食業生活衛生同業組合
旅館・ホテル業	宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合
食品衛生関係	公益社団法人 宮崎県食品衛生協会
消費者団体	宮崎県地域婦人連絡協議会
福祉団体	社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会
教育関係	公益財団法人 宮崎県学校給食会
教育関係	宮崎県教育委員会
NPO	NPO法人 みやざきエコの会
その他団体	みやざき子ども未来ネットワーク